

第四十八回

參議院商工委員會會議錄第十九號

昭和四十年五月十八日(火曜日)

午後一時五十分開会

委員の異動

五月十八日

辞任

鈴木 一弘君

補欠選任

小平 芳平君

事務局側
常任委員会専門 小田橋貞壽君

員

大谷藤之助君

中田 吉雄君

向井 長年君

植垣第一郎君

川上 為治君

岸田 幸雄君

前田 久吉君

鈴木 一弘君

奥 むめお君

櫻内 義雄君

渡邊喜久造君

竹中喜満太君

熊谷 典文君

大慈彌嘉久君

出席者は左のとおり。

委員長

豊田 雅幸君

理事

上原 正吉君

中田 吉雄君

大谷藤之助君

中田 吉雄君

向井 長年君

植垣第一郎君

川上 為治君

岸田 幸雄君

前田 久吉君

鈴木 一弘君

奥 むめお君

櫻内 義雄君

渡邊喜久造君

竹中喜満太君

熊谷 典文君

大慈彌嘉久君

局長 通商産業省石炭 井上 勝君

通商産業省公益

宮本

惇君

事務局長官 中小企業庁長官

中野

正一君

中小企業庁次長 影山 衡司君

事務局側

常任委員会専門 小田橋貞壽君

事務局側

員

大谷藤之助君

中田 吉雄君

向井 長年君

植垣第一郎君

川上 為治君

岸田 幸雄君

前田 久吉君

鈴木 一弘君

奥 むめお君

櫻内 義雄君

渡邊喜久造君

竹中喜満太君

熊谷 典文君

大慈彌嘉久君

○本日の会議に付した案件:

○産業貿易及び経済計画等に関する調査

○日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の改正に関する件

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する件

○津の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(豊田雅幸君)　ただいまから商工委員会を開会いたします。まず、委員長及び理事打ち合わせ会の協議事項について御報告いたします。本日は、委員会提出法律案に関する件の御決定を願つたあと、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案並びに総合エネルギー調査会設置法案の審査を行なうこととなりましたから、御了承願います。

○委員長(豊田雅幸君)　それでは、これより議事に入ります。日本貿易振興会法及び経済計画等に関する調査を議題とし、日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の改正に関する件の調査を進めます。本件につきましては、中田君から委員長の手元に、日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案の草案が提出されておりますので、この際、まず提案者から草案の趣旨につ

いて説明を聴取いたします。中田吉雄君。

○中田吉雄君　ただいま議題となりました「日本

貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改

正する法律案」を発議する理由及びその草案につ

き御説明申し上げます。

この法律案は、これら二つの特殊法人の余裕金の運用方法に改正を加え、これを中小企業向け資金としても運用できるようにしておる所であります。御承知のとおり最近わが国では日本貿易振興会、アジア経済研究所及び国民生活研究所等の公団、事業団、基金その他の名称による特殊法人が多く設立されており、その数は政府出資のある法人だけでも昭和三十九年度末で五十に達し、政府出資額は合計三千四百七十億円の多きに上っています。今国会でもまた幾つかの新たな法人が生まれております。そしてこれら特殊法人が業務上の余裕金を持つ場合に、これがいかなる形で運用されるかと申しますと、大体において、第一に國債その他債券の保有、第二に資金運用部、郵便貯金、銀行その他金融機関への預金、第三に金銭信託という形をとっているのであります。細部についてはそれぞれの特殊法人によつてかなり異なるった取り扱いをいたしております。債券保有にいたしましても、まれには全然許しておらないものもあり、許す場合にも国債のみを認めるもの、さらには主務大臣指定の有価証券の保有を認めるもの等があり、預金にいたしましても、多くは資金運用部、銀行、郵便貯金の三者を認めているのが普通であります。場合によりましては、主務大臣指定の金融機関への預金とするものもあり、農林省所管の特殊法人のごときは、一つの例外もなく農林組合中央金庫への預金等と機関名を明記するなど種々の形があります。また金銭信託は中にはこれを認めない特殊法人もありますが、多くはこれを認めているのが現状であります。

これら運用方法のうち、債券の保有についても理由であります。

法律案の内容は、二法における業務上の余裕金

運用に関する規定を改正して、通商産業大臣の指定する有価証券を保有することもできることとし、通商産業大臣がこの指定をしようとするときは大蔵大臣と協議することを要することにするものであります。

なおこの際私は、五十になんなんとする特殊法人の余裕金の運用方法についても近く再検討を加え、これが法体系を整備し、かつ商工中金等による預金ができるよう改正することが必要であることを付言させていただきます。

最後に、この発議をお許しくださった商工委員

全員の各位に対し、満腹の感謝の誠をささげたいと思ふ次第であります。

以上がこの法律案を発議する理由及びその草案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げるものであ

ります。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で趣旨説明は終了いたしました。

本草案に因る御質疑、御意見等がございました

○向井長年君 いま提案理由の説明がございましたように、この法案は社会党の中田委員が発議されまして、各党、会派、商工委員が共同賛成をして理事会で決定されたものでございますが、当然かかる改正は政府みずからがやらなければならぬものだと、こう考へるわけなんです。こういうこと

が今日までやれ得なかつた理由、それからこの法案に対する所見を通産大臣から伺いたいと思います。

○国務大臣(櫻内義雄君) いまから一週間ぐらい前であつたが、本委員会の質疑応答の中に、本日の問題についてお尋ねがございました。私も余裕金をそういうふうに利用するということは非常に好ましいと、こういう見地に立ちまして、政府が提案をするようにといつてございましたが、ただいま趣旨説明をなさいました中にもございましたように、政府みずからがこれをいたす場合に、な

ど、事務手続上からいたしますと、それぞれの機関あるいはその機関の所属する各省というようなふうに全部手続をしてまいりますと、非常な時間

を要するといふことがわかりました。これではどうも政府からやる以上は全部の機関を通じて考えなきゃならない、こういうよろくなことで御相談を申し上げておりますところ、ただいまの御説明のとおり、ジエトロ、アジ研についてまずやるべきである。こういうことでございましたので、たしかに思いましたが、そのようなお取り

計らいについては、私どもとしても異論がないとすれば、われわれはそれに賛成をいたしたいと、かように申し上げたのが経過でございました。た

だ、さかのぼってそれよりも以前にもっと考へるべきでなかつたかと、こう御指摘がございますれば、その点は私どもとして反省をしなきゃならないと思ひます。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御発言もないよう

ござりますので、中田君提案どおり草案が確定いたしました。よつて本草案を、日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、お手元に配付いたしまし

た、御了承願います。

それでは、まず政府委員から補足説明を聽取いたします。渡邊公正取引委員長。

改正案の内容は次の四点であります。

第一は、金融業以外の事業を営む国内の会社

で、その資産が一億円をこえるものについて株式

所有報告書提出の義務を課しておるが現在の法

に関する法律の一添を改正する法律案につきまし

ております私的独占の禁止及び公正取引の確保に

たします。渡邊喜久造君、ただいま議題になつ

たです。

ものであります。公正取引委員会の機構につきましては、従来もその充実に努力してまいりましたが、最近は、物価対策の一環としての違法な価格規制等、その業務はますます広範かつ重要性を増しておりますので、現在の機構、定員をもつてし

ておりますので、改正により機構の充実強化を行なうとするものであります。

以上簡単でありますが、私的独占の禁止及び公

正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の内容につきまして御説明いたしました。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で補足説明は終了いたしました。

それではこれより質疑に入ります。御質疑のお

ありの方は、順次御発言願います。

○鈴木一弘君 最初に創いたのは、一億円を五億円に改めたわけですが、二十八年の法改正のとおりでは、順次御発言願います。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で補足説明は終了いたしました。

それではこれより質疑に入ります。御質疑のお

ありの方は、順次御発言願います。

○鈴木一弘君 最初に創いたのは、一億円を五

億円に改めたわけですが、二十八年の法改正のと

おりでは、順次御発言願います。

○鈴木一弘君 最初に創いたのは、一億円を五

億円に改めたわけですが、二十八年の法改正のと

して全体の会社の一・四%という数字がございます。それから昭和三十八年について見ますと、ずっとその一億円が続いているために、会社数が三万、それから全会社に対しましてのその三万の数字の割合が約五%、こういう数字がござります。総資産を五億円に改めますと、全会社に対する比率が一・二%ぐらいになるのじやないか。それで大体二十九年当時におきまして、会社全体に対する割合が一・四%という数字にかなり近い数字のものが一應提出義務を課せられる会社になるのじやないか、こういった程度の推定の数字はござります。

○鈴木一弘君 そうすると、こういうことです

ね。いままで総資産一億円以下であったものが今

回五億円に上ると、その一億円から四億円まで

の間に上がってきたものの数というのははつきり

いまつかんでいらっしゃらないわけですね。いま

の答弁です。

○政府委員(渡邊喜久造君) 要するに、二十九年

当時一億円以上で、五億といいますか、その間

に一億円以下であったものが現在において一億な

いし五億の範囲へ上がってきたものの数は、まあ

正直言いまして、その後新しく新設された会社

とかいろいろござりますものですから、いま御指

摘のような数字になりますと、まあその後増資に

よつてふくらんだものといふものをトレースして

いかないと、現在においては一億ないし五億とい

うのでも、その後の新設会社と、それから当時

からもうすでにそつあつた会社、それから当時

は一億以下であつたけれども現在五億、こうい

う三つのカテゴリーに分けて考えてみないと的確

な数字は出でこないわけですが、その三つの分類

といふものが現在の資料におきましては遺憾なが

ら整備してない、こういうわけでございます。

○鈴木一弘君 五億円にしたために減る数はどのくらいですか、会社数で。

○政府委員(渡邊喜久造君) 三十八年度の場合に

おきましたは五%である、それで約三万の数字であります。今度の改正によりますと、一・二%程

度になるわけですから、簡単にちょっとと考えてみますと、まあ四分の一程度に減る。したがいまして、三万の四分の一といいますか、七千五百程度が残りまして、二万二千五百程度のものは提出義務はなくなるのじやないかと、こういうふうな数字になるわけでございます。

○鈴木一弘君 どうも公取委員長ははつきりした

資料から言わないので、目の子勘定みたいな感

じを受けるわけですけれども、三十九年の会社数で

でなく、少なくとも三十九年あたりの会社数で

いっていいわけなんですが、そうすると、いま一

つここで伺つておきたいのは、それでは傾向とし

て総資産一億のものが二十九年のときに四千四百

社であったが、三十九年には三万社になつて、現

在五%になつてているというわけですから、一年

間にふえてくる数は大体見当つくわけですね。

それはどのくらいになりますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) まあこれも概略的な

数字で非常に恐縮でございますが、二十九年当時

における数字が四千四百、それから三十九年で

もつて三万ということになりますと、十年間に約

二万五千ふえた、こういう数字でございまして、

まあ毎年同じようにふえているとは限りませんか

から、一年間に二千五百ずつふえるというのもどう

かと思いますが、十年間に二万五千程度ふえたと

いうことは言い得ると思ひます。

○鈴木一弘君 そのふえ方はあとで資料で出して

くれませんか。

それから、そういういかげん——いいかげん

といふとおかしいですけれども、正確な数字によ

らないで法改正の問題が出てきたのですが、提案

理由の説明の中に、中小企業にまで提出義務を課

すと、こうしたことで云々といふわけですが、まあ

独禁法の目的からいえば、中小規模の企業でも報

告をしてもらわなければならぬものが品種によつ

ては、品目によつては出てくるだらうと考えられ

るわけです。これは非常に膨大な、いわゆる提出

義務があるために、そういうたん種類の壁があるた

めに事務的に処理がしきれなくて困るから変えよ

うとうものなのか。まあはつきりと現行のまま

でいつたんではわざわざ提出義務があつて、出さ

あっていいのではないだらうか。臨時行政調査会

というのが現在通産省を中心に開かれております

が、この調査会におきましても、こういつたよう

な点について考えたらどうかといつたような勧告

もございまして、われわれのほうとしても、こう

いた点は引き上げても支障がないのではないか

か、こういうようないふたの考え方には立ちまつて改

正案を提出したわけであります。

○政府委員(渡邊喜久造君) 先ほども申しました

ように、総資産でもつて把握しておりますため

に、まあ資本金との対応関係を見てみますと、大

き一億円の会社というのは、資本金にして一

千五百万円くらいの会社ではないか、それで総資産五

億というのは資本金にして五千万円くらいの会社

ではないか。で御承知のように、中小企業基本法

の考え方としまして、まあ五千万円以下の資本金

の会社は一応中小企業として把握している。した

がつて、まあ一億から五億までの総資産のものも

一応そしたらカテゴリーに入るものじゃないだろ

うかということが考えられます。御承知のよう

に、こうした株の所有あるいは役員の兼任という

ことの届け出を出しますゆえんのものは、結局そ

うした中小の会社による一定の取引分野における

競争制限が行なわれ得るかいかないかということをつ

かもううといふのが、この株式所有なり役員兼任を

出させるやえんなんです。もちろんそういうと

ころで、全国的な規模における競争の実質制限が

起り得るということは、これはめったに考えら

れないわけでございます。ただ、それにしまして

も地方的な意味のものが考えられるというわけで

ござりますが、大体従来の経験からしまして、そ

の程度のところまで上げてみましても、中央的な

競争制限といふものがすぐそこでつかまえ切れな

いといふことで、非常に弊害を持つといふことは

めつたにあるまい。もちろん届け出の義務は免除

されましても、地方的な実質的な競争制限があ

れば、これは別途法上は適用されるわけであります

て、こういう届け出の義務を課しているというこ

とは、そうしたものを把握する有力な手がかりに

めつたあります。それで云々といふわけですが、それ

考えていきますと、一つは中小企業の方にこう

いったような届け出を出させるといったようなこ

とについては、やはり手数を省くということもあつていいのではないだらうか。臨時行政調査会考査方であつたとは思いますが、先ほど以降申し上げますようなわけで、総資産で大体会社の力が弱まつたのか、その辺のところですね、この提案理由の説明の奥にある理由を伺いたいのであります。

○政府委員(渡邊喜久造君) 先ほども申しましたように、総資産でもつて把握しておりますために、まあ資本金との対応関係を見てみますと、大企業基本法の考え方としまして、まあ五千万円以下の会社ではないか、それで総資産五億というのは資本金にして一千万円くらいの会社ではないか、それで総資産五億といつた点は引き上げても支障がないのではないか、こういつたようないふたの考え方には立ちまつて改正案を提出したわけであります。

○鈴木一弘君 どうも公取委員長ははつきりした資料から言わないので、目の子勘定みたいな感じを受けるわけですが、三十九年の会社数でなく、少なくとも三十九年あたりの会社数でないといふわけなんですが、そうすると、いま一つここで伺つておきたいのは、それでは傾向として総資産一億のものが二十九年のときに四千四百社であったが、三十九年には三万社になつて、現在五%になつているというわけですから、一年間にふえてくる数は大体見当つくわけですね。それはどのくらいになりますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) まあこれも概略的な数字で非常に恐縮でございますが、二十九年当時における数字が四千四百、それから三十九年でもつて三万ということになりますと、十年間に約二万五千ふえた、こういう数字でございまして、まあ毎年同じようにふえているとは限りませんかから、一年間に二千五百ずつふえるというのもどうかと思いますが、十年間に二万五千程度ふえたといふことは言ひ得ると思ひます。

○鈴木一弘君 そのふえ方はあとで資料で出してくれませんか。

それから、そういういかげん——いいかげんといふとおかしいですけれども、正確な数字によらないで法改正の問題が出てきたのですが、提案理由の説明の中に、中小企業にまで提出義務を課すと、こうしたことでも云々といふわけですが、まあ独禁法の目的からいえば、中小規模の企業でも報告をしてもらわなければならぬものが品種によつては、品目によつては出てくるだらうと考えられるわけです。これは非常に膨大な、いわゆる提出義務があるために、そういうたん種類の壁があるため事務的に処理がしきれなくて困るから変えようといふものなのかな。まあはつきりと現行のままです。それから昭和三十八年について見ますと、三万の四分の一といいますか、七千五百程度が残りまして、二万二千五百程度のものは提出義務はないなるのじやないかと、こういうふうな数字になります。

○鈴木一弘君 どうも公取委員長ははつきりした資料から言わないので、目の子勘定みたいな感じを受けるわけですが、三十九年の会社数でなく、少なくとも三十九年あたりの会社数でないといふわけなんですが、そうすると、いま一つここで伺つておきたいのは、それでは傾向として総資産一億のものが二十九年のときに四千四百社であったが、三十九年には三万社になつて、現在五%になつているというわけですから、一年間にふえてくる数は大体見当つくわけですね。それはどのくらいになりますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) まあこれも概略的な数字で非常に恐縮でございますが、二十九年当時における数字が四千四百、それから三十九年でもつて三万ということになりますと、十年間に約二万五千ふえた、こういう数字でございまして、まあ毎年同じようにふえているとは限りませんかから、一年間に二千五百ずつふえるといふことはどうかと思いますが、十年間に二万五千程度ふえたといふことは言ひ得ると思ひます。

○鈴木一弘君 そのふえ方はあとで資料で出してくれませんか。

それから、そういういかげん——いいかげんといふとおかしいですけれども、正確な数字によらないで法改正の問題が出てきたのですが、提案理由の説明の中に、中小企業にまで提出義務を課すと、こうしたことでも云々といふわけですが、まあ独禁法の目的からいえば、中小規模の企業でも報告をしてもらわなければならぬものが品種によつては、品目によつては出てくるだらうと考えられるわけです。これは非常に膨大な、いわゆる提出義務があるために、そういうたん種類の壁があるため事務的に処理がしきれなくて困るから変えようといふものなのかな。まあはつきりと現行のままです。それから昭和三十八年について見ますと、三万の四分の一といいますか、七千五百程度が残りまして、二万二千五百程度のものは提出義務はないなるのじやないかと、こういうふうな数字になります。

○鈴木一弘君 五億円にしたために減る数はどのくらいですか、会社数で。

○政府委員(渡邊喜久造君) 三十八年度の場合におきましては五%である、それで約三万の数字であります。今度の改正によりますと、一・二%程

うな複雑なこともしなくてもいいのではなかろうかということで、その点につきましては、従来の例を踏襲したわけでございます。

○委員長(豊田雅季君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(豊田雅季君) 速記をつけて、
都合により暫時休憩いたします。
午後二時二十分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕

〔参照〕

本日の委員会において決定した本委員会提出の法案は次のとおり。

一、日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律案

日本貿易振興会法及びアジア経済研究所法の一部を改正する法律

(日本貿易振興会法の一部改正)
第一条 日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第
九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一号中「国債」の下に「その他通
商産業大臣の指定する有価証券」を加える。

第三十四条第三号を第四号とし、第二号の
次に次の二号を加える。

三 第二十八条第一号の規定による指定をし
ようとするとき。

(アジア経済研究所法の一部改正)
第二条 アジア経済研究所法(昭和三十五年法律
第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「又は信託会社」を「信託会社」
に、「金銭信託にするほか」を「金銭信託又は固
債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保
有の方法によるほか」に改める。

第三十八条中第三号を第四号とし、第二号の
次に次の二号を加える。

三 第三十条の規定による指定をしようとする
るとき。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、「吉田書簡」破棄及び中国向けビニロンプラ
ント輸出等に対する輸銀融資の即時完全実施
に関する請願(第二二八三号)

一、物価上昇反対に関する請願(第二二三四〇
号)

「吉田書簡」破棄及び中国向けビニロンプラ
ント輸出等に対する輸銀融資の即時完全実施
に関する請願(第二二八三号)

〔吉田書簡〕破棄及び中国向けビニロンプラ
ント輸出等に対する輸銀融資の即時完全実施
に関する請願(第二二八三号)

かはなはだ理解に苦しむ。

第二二三四〇号 昭和四十年四月三十日受理

物価上昇反対に関する請願
〔予備審査のための付託は三月三日〕

一、総合エネルギー調査会設置法案
紹介議員 水岡 光治君

この請願の趣旨は、第二二三八一号と同じである。

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、公衆浴場業に対する特別融資に関する請願
〔第二四九七号〕(第二二三九号)

一、物価上昇反対に関する請願(第二二六〇〇
号)(第二二六〇一号)(第二二六〇二号)

一、工業用管道事業運営の資金措置に関する請
願(第二二七三号)

することは許されないから公衆浴場の改革又は設備改善等に要する資金について、長期低利な特別融資の制度をすみやかに創設する必要がある。

第二二七三九号 昭和四十年五月十一日受理
公衆浴場業に対する特別融資に関する請願
〔予備審査のための付託は三月三日〕

一、総合エネルギー調査会設置法案
紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、公衆浴場業に対する特別融資に関する請願
〔第二四九七号〕(第二二三九号)

一、物価上昇反対に関する請願(第二二六〇〇
号)(第二二六〇一号)(第二二六〇二号)

一、工業用管道事業運営の資金措置に関する請
願(第二二七三号)

衆の利用する施設が考査化され、危険のまま營業

可能になる事態を政府はどのように考えているの

かはなはだ理解に苦しむ。

の実現を図るよう、宮崎県議会一致の議決により
要望するとの請願

一、事業資金又は欠損金に対する国庫補助金の支

出又は利子補給のみちを講ずること。

二、事業運営上現金不足を生ずる場合は、これを
補てんするための起債を認めること。

三、事業支出の軽減を図るために公募債、縁故債の
割当てを削減し、財政投融資資金の増額を図る
こと。

四、公営企業金融公庫債の償還期限を延長し、利
率の低下を図ることともに償還方法を元利均等償
還に変更すること。

五、建設資金としての縁故債はこれを公営企業金
融公庫債に切替えてできる措置を講ずること。

理由

新産業都市の建設がわが國経済発展上不可欠の事
業であるとともに、工業用水道の建設もその基盤
整備のため絶対的な先行投資的事業である。■■■
本事業の発足当初には收支がつぐなわないもので
あり、その結果は地方財政に重大な影響をあたえ
る。

新産業都市の健全な発展と地方財政への圧迫を除
去するため、目下政府において講ぜられつつある
特別援助措置以外に前記の施策が必要である。

第十四号中正誤			
ペシ	段行	誤	正
一六	四 から 五	年限	年限を
八	四 三	補償	保証
第十六号中正誤			
ペシ	段行	誤	正
二	二 から 八	例産	倒産
二	二 から 四	悪化等業	悪化等が
五	二 から 五	二 三	二十五年
五	二 から 五	二十年	

昭和四十年五月二十二日印刷

昭和四十年五月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局